

一般質問発言通告書

発言順位 7 番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

平成29年 2月21日

三島市議会議長 松田吉嗣様

三島市議会議員 8 番 鈴木 文子



質問事項 1	地域包括ケアシステムについて
具体的内容	「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。下記の順に伺う。
	1、医療を考えると、退院後の在宅医療での急変から看取りまでの医師との連携は。
	2、介護の中で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対応している事業所は。
	3、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れと、各種サービスについて
	(1)「基本チェックリスト」の他に三島オリジナルのチェックは
	(2) 訪問型サービスAについて
	(3) 訪問型サービスBについて
	(4) 地域リハビリテーション活動支援事業について
	4、「高齢者総合相談窓口」について
質問事項 2	子育て支援について
具体的内容	母子の健康と子どもの健やかな成長をめざし、厚生労働省は2017年度から新たな事業として新生児聴覚検査や、出産間もない産婦の健診費用を助成の予定です。また市民からの相談で伺ったことも踏まえ、下記の順に伺う。
	1、新生児聴覚検査の実施を望むがどうか。
	2、産婦の健診費用助成は、本市が既に実施している「産後ケア事業」と同等か否か。
	3、色盲色覚検査の必要性を感じるが、検査の推移と現状の取り組みを伺う。
質問事項 3	受援計画について
具体的内容	大災害を受けたとき、自治体が他の自治体などから支援を受ける際、応援職員などに担って頂きたい業務などを事前に決めておく「受援計画」があります。これは、東日本大震災を受け、2012年9月、国の防災基本計画の修正で、自治体の地域防災計画などに位置づけ、努力規定が設けられました。防災基本計画では応援・受援に関する連絡や、要請手順、要員の集合、支援体制などを整えるものとされています。本市に於いても「受援計画」の必要性を感じ下記の順に伺う。
	1、本市の「受援計画」に対する認識について
	2、今後の取り組みについて